

介護保険施設(ショートステイを含む)での居住費・食費の負担額軽減制度

1 認定要件・負担限度額

(1) 認定要件

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	生活保護受給者	—
第2段階	世帯全員(別世帯の配偶者も含む)が住民税非課税で収入(※1)が年額 82万6,500円以下の方	650万円以下 (夫婦は 1,650万円以下)
第3段階①	世帯全員(別世帯の配偶者も含む)が住民税非課税で収入(※1)が年額 82万6,500円超 120万円以下の方	550万円以下 (夫婦は 1,550万円以下)
第3段階②	世帯全員(別世帯の配偶者も含む)が住民税非課税で収入(※1)が年額 120万円超の方	500万円以下 (夫婦は 1,500万円以下)

65歳未満の方は収入に関係なく預貯金等が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です。

令和8年8月より、収入額の第2段階の上限と第3段階の下限が80万9,000円から82万6,500円へ変更になりました。

※1 課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計

(2) 介護保険施設(※1)における段階別負担限度額

(日額)

利用者負担段階	居住費				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※ ²	多床室※ ²	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円※ ³ (530円)	1,420円	1,360円
第4段階※ ⁴ (基準費用額)	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円※ ⁵ (915円)	1,545円	1,545円

※1 対象となる施設は介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所(生活・療養)介護(ショートステイ)です。

※2 ()内の金額は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※3 令和8年8月から、介護老人保健施設及び介護医療院において、室料が徴収される場合は530円、室料が徴収されない場合は430円になります。

※4 第4段階の居住費、食費は利用者と施設の契約により設定されます。上表の額は基準費用額(国が定めた平均額)です。

※5 介護老人保健施設及び介護医療院において、室料が徴収される場合は697円、室料が徴収されない場合は437円になります。

2 提出書類

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 同意書
- ③ 預貯金がわかるもの(通帳等のコピー※口座名義人、残高のわかるページのコピーを添付してください。配偶者がいる場合、配偶者の通帳等のコピーも必要です。)

3 適用期間

申請月の1日から令和9年7月31日まで

4 翌年度の申請について

令和9年6月頃に、対象の方へ申請のご案内を送付いたします。

5 担当部署及び申請場所

〒112-8555

文京区 春日一丁目 16 番 21 号

文京シビックセンター9階 南側

文京区 福祉部 介護保険課 給付係

電話03(5803)1388